

新体制を迎えた単位民児協の運営について

information

●「民生委員・児童委員活動の充実に向けた単位民児協活動状況アンケート」結果概要

●令和5年度 全民児連事業計画および予算概要

●令和5年度 互助共励事業計画および予算概要

topics

●令和5年4月からこども家庭庁が始動します

●身近な不動産と相続のルールが変わります！

●福祉行政報告例が公表されました

●一斉改選結果が発表されました

全民児連の動き

●全民児連役員改選の結果について

【ご確認ください】

本誌は、全国民生委員児童委員連合会より、民児協活動の充実に向け、全国の単位民生委員児童委員協議会会長に向けて発行している情報誌です（無償）。3部をお送りしており、1部は会長用として、他の2部は単位民児協副会長にご回覧いただく等によりご活用ください。

（市区町村民児協事務局にもお送りしております）

新体制を迎えた

単位民児協の運営について

一斉改選後、新しい単位民児協会長が多く就任されました。そこで、単位民児協組織強化のポイントや、『単位民児協運営の手引き』(令和4年3月版)の紹介と、Q&A形式で市川一宏先生から民児協運営のヒントをお届けします。

〔解説〕

単位民児協の強化に向けた組織づくり

ルーテル学院大学 教授・学術顧問 市川一宏

私は、改選前後から、いくつかの府県・指定都市の民生委員児童委員協議会(以下、民児協)のご依頼を受け、とくに今日における民生委員・児童委員(以下、民生委員)活動や単位民児協の運営に関する講演、研修をさせていただきました。その経験を踏まえて、これからの単位民児協の運営に必要な視点を述べます。

1. 活動をすすめていくために必要な視点(何が求められているか)

まず前提として、孤立、貧困、自殺等の深刻化した生活問題に対する民生委員の役割を考える必要があります。

① 〈ひきこもり〉 内閣府が2019年3

月に実施した調査によると、自宅に半年以上閉じこもっている満40歳から満64歳の人が全国で推計61万3000人いるとわかりました。15歳から39歳のひきこもり状態にある人を加えると、100万人を超えていることになりました。

② 〈高齢者の孤立〉 要介護者、認知症高齢者の数は増加すると予想されていますが、従来のような家族の介護を期待することができなくなっています。なぜなら、世帯主が65歳以上である高齢者世帯の多くが、ひとり暮らし、高齢夫婦のみ世帯となるからです。それが老いていく過程を最後まで見守

り、支援する仕組みが必要となつていきます。

③ 〈貧困〉 コロナ禍にあつて、仕事を失った方がたが増え、生活の場、生活する術を失っています。

④ 〈自殺者〉 令和4(2022)年に自殺した小中高生は初めて500人を超え、過去最多となる見通しであることが文部科学省などのまとめで判明しました。

⑤ 〈災害〉 地震や豪雨等の自然災害が増加しており、発災前と後の要援護者へ支援を検討することが必要になっていきます。50年近く地域福祉活動に関わってきた私にとつても、今まで経験したことのない危機に直面していると感じ、多くの社会福祉従事者も、危機を感じていると思います。

また、令和4年12月の改選では、定数24万547人に対して、委嘱者数は22万5356人で、定員充足率は93・7%にとどまっています。また新任委員の割合は32・0%に及び、新人の単位民児協会長も増加傾向にあると言われています。新型コロナウイルス感染症(以下、コロナ)が広がった令和2(2020)年より民生委員活動にはさまざまな制限があり、なかなか活動実績

をあげられなかったとも言われています。そのような状況に対応するために、私は、民生委員同士で活動を学ぶ場、役割を確認、合意する場としての単位民児協に期待したいと思います。

2. 単位民児協の場を活かす（何をしたいか、何ができるか）

単位民児協は、民生委員法第20条に規定された、すべての民生委員が所属する組織です。民生委員の日ごろの活動は多様であり、対応に悩むこともあります。そもそも住民の孤立を防ぐために活動している民生委員が孤立しては、問題の解決にあたることができません。まず、自らのはたらきを問い直すこと、すなわち民生委員活動とは何か、活動の意味、目的、内容、方法について、所属する委員と検証する機会が大切だと思います。もしコロナによって、民生委員活動がしにくくなり、委員の孤立等の問題が深刻になってきたなら、改めてはたらきの意味・目的を確認し、可能な方法を見いだすことが必要です。

なお、単位民児協の役割として、民生委員法第24条では、第1項で担当区域の設定と事項の明確化、職務に関する連絡及び調整、福祉事務所等の関係行政機関との連絡、

必要な資料及び情報の収集、必要な知識及び技術の習得等を行うことを明記しています。さらにその他の項で、必要な意見申、社会福祉関係団体の組織への関わりが述べられています。

私は、委員同士で民児協のテーブルを囲み、個別の対応事例をとおして、日ごろの活動を確認していくことが大切だと思います。そもそも民児協は「垂直型」の組織（上意下達型の組織）ではなく、会長等を含め、すべての委員が対等な立場で活動に参加する「水平型」の組織であることを意識し、お互いを尊重し、自由に発言できる民児協運営をすすめていただきたいと思っています。そのため、単位民児協の運営の方法をメンバーで合意してすすめていただだけませんでしょうか。

その際には、次のことを意識してみましよう。

- ① 互いの情報を共有し、可能な民生委員活動を考えること
- ② 日ごろの活動の悩み、苦しみを受け止める場として、互いに支え合う関係を築くこと
- ③ 新任民生委員の活動を支えることに留意すること
- ④ 主任児童委員が民児協内で孤立すること

となく、積極的に、意欲をもって活動できるよう、区域担当委員との連携のあり方や具体的役割などを考えることなどが重点的な取り組み課題です。

なお、単位民児協の規模や担当地域はさまざまです。地域の個性は大きく、少子高齢化でコミュニティの維持が難しい地域、買い物難民や雪のなかで孤立する危険がある地域、また年間に約20万人の住民が入れる地域、また年間にも異なることは当然です。各地域で、相応しい単位民児協の運営や重点的活動について、考えていただきたいと思います。

ちなみに、生活支援体制整備事業、重層的支援体制整備事業が実施されている自治体も増えています。新たな協働のシステムに民生委員がどのように加わるか、話していただきたいと思います。また、部会や委員会を設け、それぞれに目標やテーマを設定して活動をすすめることも効果的です。既存の部会・委員会で見直すべきものはないか考えてみましょう。

次に定例会について触れたいと思います。定例会は、委員間の情報の共有や活動方針の確認、合意形成、さらには研修の場としてなど民児協運営にとって重要な意味を有しています。この定例会をより有意義なもの

のとするよう、報告事項に関する時間を限定し、委員間での協議に充てる時間を増やすことで、事例検討などを積極的に進めたい。また定例会は、（会議としての）「民生委員協議会」であると同時に「児童委員協議会」でもあります。主任児童委員からの報告の月例化や、地域の子どもたちをめぐる課題についての情報共有等、児童委員活動に関する協議を必須化するという運営上の工夫も考えられます。

また、委員活動の負担軽減については、現役委員のサポート役となる民生委員OBを「協力員」として委嘱するといった取り組みなども一部自治体で見られますが、今後に向けては、地域性も踏まえつつ、種々の取り組みをすすめていくことが必要となつていきます。

3. 『単位民児協運営の手引き（令和4年3月版）』の概要と活用方法

『単位民児協運営の手引き（令和4年3月版）』（以下、『手引き』）は、平成28（2016）年に出版された内容を基本的に踏襲しています。日ごろの民生委員活動を支援するための単位民児協のよりよい運営をめざして、活動経験者である全民児連の役員の方がたによる情報提供、討議、チェック

を経て完成させています。今回の改訂の理由は大きく次のとおりです。

① コロナ禍にあつて、解決困難な問題が広がり、かつ深刻化したこと

② 今日に至るまでに、民生委員活動に関する制度の創設、改正等があったこと

③ 民生委員は守秘義務が課せられています。情報伝達の方法が変化し、特に個人情報的重要性と漏洩された場合の重大性に関する認識が高まっていること

なお、『手引き』は、第1章に単位民児協の概要、第2章に単位民児協会長の役割と心構え、第3章に単位民児協の組織と役割、第4章に単位民児協の活動、第5章に単位民児協の運営管理で構成されています。活動の根拠も掲載されていますし、単位民児協運営のQ&Aでは、全民児連に多く寄せられる質問にできるだけ具体的に回答していますので、単位民児協内だけでなく、市区もしくはブロックおよび都道府県・指定都市のレベルで、定例会や勉強会の際に教材として活用いただきたいと思います。

4. これからの単位民児協を強化するために

私は、第一に地域全体で地域のあるべき姿を描くことが必要だと思います。互いの存

在を認め合った地域がいたるところで寸断され、多くの住民の困難な生活状況が浮き彫りにされてきています。だからこそ、今、互いの存在と違いを認め合い、支え合う地域を描いていくことが大切です。

そのために、第二に協働したはたらきをはじめることが求められているのではないのでしょうか。これからの勝負は、互いに支え合うためにさまざまな方法を開発し、今まで築いた協働のはたらきを強化すること、協働の可能性を模索することが必要です。その意味では、単位民児協を通じた意見具申、提案が必要だと思います。

まずは、単位民児協内で自分達の暮らす地域について話しあい、皆さんで単位民児協運営について考えてみてください。

「単位民児協運営の手引き（令和4年3月）」は左記二次元コードもしくは、民生委員・児童委員／民児協関係者専用ページ（mj ASSIST）から確認いただけます。

※印刷版は令和4年にすべての単位民児協に配布済みであり、現時点で在庫はございませんので、ご了承ください。



単位民児協運営についての Q&A

～皆さんからの疑問に市川一宏先生が答えます！～

Q1

今回の一斉改選で単位民児協の委員のほとんどが交代となり、2期目の私が会長となりました。新任委員ばかりで、どのようにリーダーシップをとって民児協の舵取りをしていけばいいのかわかりません。何か、アドバイスをいただけないでしょうか。

A1

令和4年12月の一斉改選で、全国で多くの新任委員が誕生しており、半数以上の委員が交代した民児協も少なからず存在します。結果、ご質問者のように経験の浅い委員が会長になるケースも見られます。

前半の解説でもふれているとおり、そもそも民児協は「垂直型」ではなく、すべての委員が対等な立場で活動に参加する「水平型」の組織です。

一般の組織リーダーをイメージして気負う必要はありません。単位民児協の規模や担当地域はさまざまであり、各地域で相応しい単位民児協運営について、他の委員とともに考えていただきたいと思います。また、ひとりで問題を抱えるのではなく、先輩や引退した民生委員の方がたに相談して、運営していけたらどうでしょうか。

Q2

月に1回の定例会では時間不足で十分に話しあえず、定例会が有意義な機会にできていないと思います。どのようにすればいいか、何か工夫・方法はないか、いつも考えています。

A2

定例会に関してよく指摘されている課題として、行政や社協からの報告や説明が多く、委員同士での協議に充てる時間が限られるということがあります。

この定例会をいかに有意義なものにするかについても、報告に関する時間を限定する、重要性が高いもの以外は書面にまとめて提示してもらう、といった方法を取り入れることで、具体的な運営改善につながることも本特集の前半にてふれています。定例会を2部構成にし、事務連絡と協議の時間を明確に分ける、「児童委員協議会」として、主任児童委員からの報告の定例化や子どもをめぐる課題の情報共有等、児童委員活動の協議を必須化するという運営方法もすでにご紹介したとおりです。

また、働きながら委員活動を継続するために、定例会を昼の部と夜の部にするなど、多くの方が参加できるような工夫もよいと思います。

定例会の運営では、経験年数にかかわらず民生委員・児童委員が、対等な立場で主体的、積極的に単位民児協運営に参加し、委員相互の連携や支え合いが可能となるよう、役割分担による運営が行えるよう検討することが重要です。

Q3

単位民児協に主任児童委員が1名しかいないため、孤立しているようにも見受けられます。主任児童委員と一緒に活動していきたいとの気持ちはあるのですが、具体的な方法とともに、接し方もよくわかりません。どのようにすればよいでしょうか。

A3

民生委員は同時に児童委員でもあります。主任児童委員の活動を正しく理解したうえで、主任児童委員の特性を委員間で共有してはいかがでしょうか。また定例会において、地域の子どもたちの課題を共有化し、日ごろの児童委員としての活動をふりかえり、主任児童委員から意見をもらい、単位民児協内で協働した活動を模索してはどうでしょうか。

そして、主任児童委員が民児協内で孤立することなく、積極的に、意欲をもって活動できるよう、区域担当委員との連携のあり方や具体的役割等を考えることが大切です。

児童部会や委員会を設け、それぞれに目標やテーマを設定して活動をすすめることも効果的です。既存の部会・委員会で見直すべきものはないか考えてみましょう。

Q4

地域版活動強化方策の推進について、単位民児協の活動強化方策が出揃わないなかで、市町村民児協さらに都道府県版とボトムアップ方式で策定することは難しいと考えます。地域性も違い、置かれた状況も違うため、各単位民児協版ができあがっていればよいように思っています。

A4

地域版活動強化方策は、何か新たなことに取り組むことを意図したものではありません。各民児協がこれからの活動目標を明確にするために作成するものです。まず、これまでの民生委員活動、単位民児協活動をふりかえり、整理することを目的に取り組みましょう。作成するプロセスのなかで、単位民児協の定例会等において協議し、地域の実情や課題、委員活動への思いなどを共有することが何より大切です。

ボトムアップ方式の必要性ですが、たしかにご指摘のとおり、都道府県内でも地域性の違いは存在しています。しかし、市区町村民児協は単位民児協版方策を支援し、さらに都道府県・指定都市民児協は、市区町村民児協が行う単位民児協への支援も含め、市区町村民児協版方策の作成を支援していく考え方をとっています。お互いの共通の目的に向けて、相互支援を行う民児協間の関係は、今、多くの自治体で検討・実施している重層的支援体制の構築に寄与するともいえます。

全民児連は、地域版活動強化方策の具体的な作成方法について「推進の手引き」を作成しています。「推進の手引き」では、地域の実情を把握し、地域の課題を明らかにするために、ワークシートA～Cを示しています。ワークシートはすべて記入しなければいけないというものではありませんし、項目も各地の地域性にあわせて増やしたり、減らしたりして工夫していただけます。この機会にそれぞれの地域の実情や課題を把握し、今後どのような活動を行っていくのか検討するためのツールとして、積極的に活用していただければ幸いです。

Q5

昨今、子どもの虐待や、ヤングケアラーの問題が注視されています。私たちの単位民児協でも学校との連携をすすめていきたいと考えていますが、これまで関係が弱く、具体的な方法がわかりません。まずはどのように関係をつくっていけばよいでしょうか。

A5

児童委員として実際に行っていることをふりかえり、その実績をまとめ、共有することで、学校側が児童委員に期待したいことを考えてはどうでしょうか。

たとえば、児童の登下校時の見守り活動として委員が児童とあいさつを交わすことで、普段の子どもの変化に気づいたり、子どもたちとの短い会話のなかから家庭の問題に気づいたりすることがあり、その後、学校と連携し、子どもや家庭の課題の早期発見・対応につながる事例は多く報告されています。子どもへのあいさつ運動から、学校との関係をつくっている民児協もあります。

現在、学校内においても、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーといった専門職も増えており、新たな取り組みを模索することも考えられますが、まず普段の児童委員の取り組みを学校関係者に伝え、理解してもらうことから始めてはいかがでしょうか。

※令和5年2月1日～3日開催の全国民生委員指導者研修会にて集約した質問を掲載しています。

全民児連では、令和5年2月1日から3日に「全国民生委員指導者研修会」を開催しました。本研修は、市区町村民児協ならびに都道府県・指定都市民児協が果たす役割や、単位民児協運営の強化について学ぶことを目的に、都道府県・指定都市民児協のリーダーを対象としプログラム内容については下記のとおりです。



研修プログラム

【開会挨拶】 全国民生委員児童委員連合会 会長 得能 金市

【行政説明①】

「地域福祉施策の動向と民生委員・児童委員活動に求められる役割」
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 予算係長 田代 善行 氏

【行政説明②】

「こども家庭庁の取組について～設置の目的及び取組状況～」
内閣官房 こども家庭庁設立準備室 参事官補佐 大野 久 氏

【事業説明】

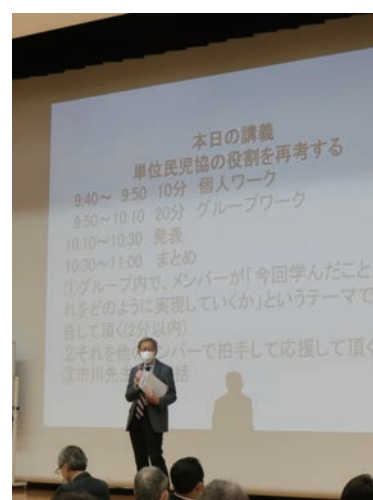
「全民児連の動向と地域版活動強化方策の推進」
全国社会福祉協議会 民生部長 熊坂 淳

【人権学習】

「子どもの人権～児童虐待、いじめ、体罰から子どもを守ろう～」
横浜地方法務局 横須賀支局 民事専門官 阿部 基子 氏
「同和問題について～部落差別（同和問題）を解消しよう～」
横須賀人権擁護委員協議会 会長 小松原 榮 氏

【講義とグループワーク】

「市区町村民児協を支える都道府県・指定都市民児協の役割と単位民児協の運営強化について」
ルーテル学院大学 教授・学術顧問 市川 一宏 氏



「民生委員・児童委員活動の充実にに向けた 単位民児協活動状況アンケート」結果概要

全民児連では、令和4（2023）年9月から11月に民生委員・児童委員の負担軽減や活動の充実・強化に向けた検討、および全民児連「民生委員・児童委員制度100周年活動強化方策」への取り組み推進のための現状把握を目的に、「民生委員・児童委員活動の充実にに向けた単位民児協活動状況アンケート」（以下、令和4年度調査）を行いました。

本稿では、結果の概要を一部お伝えします。

【アンケート概要】

名称…民生委員・児童委員活動の充実に
向けた単位民児協活動状況アンケート

対象…全国の単位民児協

（10415件。法定以外のみなし単位民児協も含む）

回答数…4854件（回答率46・6％）

実施期間…令和4年9月23日～11月9日

基準期間…令和4年7月1日～8月31日

（一部設問では、令和4年8月31日）

1. 「単位民児協版 活動強化方策」の 取り組み

(1)「単位民児協版 活動強化方策」作成状況
令和4年度調査で「単位民児協版 活動強化方策」（以下、活動強化方策）の作成状況を聞いたところ、「作成済み」と回答した単位民児協は22・5％、「作成中」と回答した単位民児協は3・8％で、活動強化方策に取り組み民児協は計26・3％でした。一方、「作成しない」と回答した単位民児協は42・6％にのびりました。〔図1〕

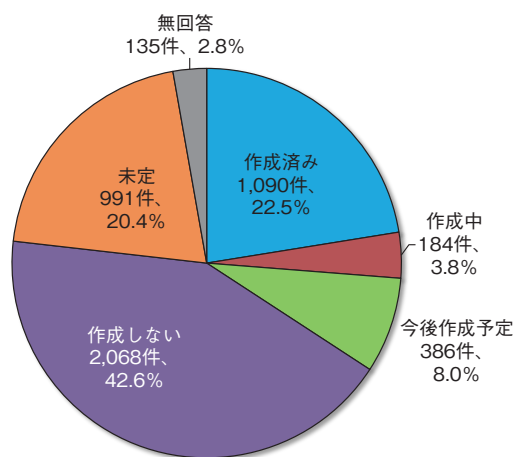


図1 「単位民児協版 活動強化方策」の作成状況

『活動強化方策』や『活動計画』などに則った活動をしているため」（72・4％、複数回答）でした。

(2)「単位民児協版 活動強化方策」を作成してよかったこと

令和4年度調査で活動強化方策を「作成済み」と回答した単位民児協に、作成してよかったことを複数回答で聞いたところ、最も多い回答は「地域の実情・課題を把握することができた」（78・0％）でした。ほかにも、「単位民児協活動の方向性を話し合うきっかけとなった」（58・3％）、「メンバーら一人ひとりが自らの活動を振り返ることができた」（51・7％）は半数以上の民児協があげてはまると回答しました。〔図2〕

(3)「単位民児協版 活動強化方策」作成・活用
の工夫

活動強化方策作成の作成・活用にあたり工夫したことを自由記述で聞いたところ、657件の有効回答があり、そのうち135件（有効回答の20・5％）が「民児協に所属する委員全員から意見を集めるための工夫」に関する回答でした。このことから、多くの単位民児協で、全委員の意見を共有し、協議しながら作成するよう工夫していることがわかりました。

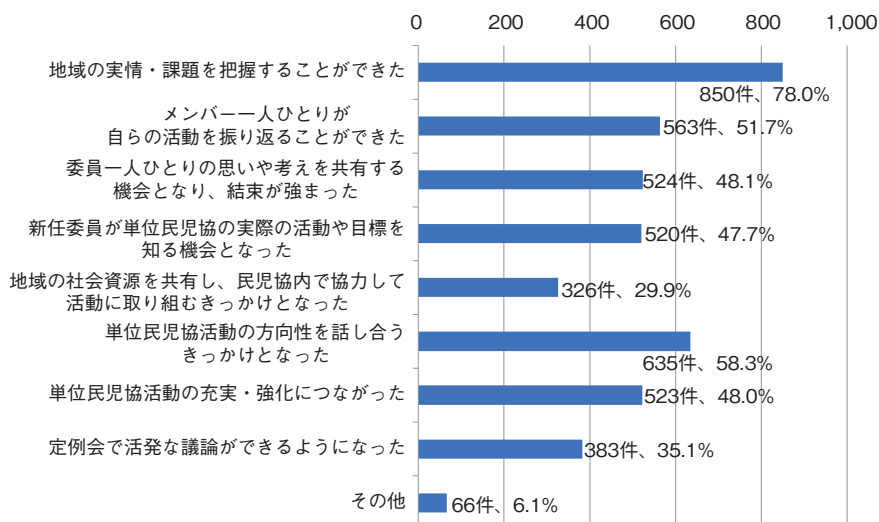


図2 「単位民児協版 活動強化方策」を作成してよかったこと

課題や実情が異なることもあります。単位民児協版活動強化方策を作成することで、地域の実情にあった活動がより明確になり、単位民児協として取り組む活動の見通しが立てやすくなります。

今後、アンケート結果をもとに、全民児連としても各民児協における作成および作成後の活用に向けた取り組みの推進について検討します。

2. 単位民児協のコロナ禍での取り組み

(1) コロナ禍の活動(令和4年7月から8月)

令和4年度調査で、令和4年7月1日から8月31日の単位民児協の取り組みに関する実施状況、方法を活動別に聞いたところ、以下のような結果でした(①から⑤はすべて複数回答)。

① 定例会

単位民児協の定例会は、「感染対策しつつ対面」で実施しているとの回答が96・4%で最も多く、次いで「文書」16・6%、「電話」6・9%、「LINE等のSNS」6・2%でした。

② 委員同士の日々の情報共有

委員同士の日々の情報共有は、「電話」で実施しているとの回答が73・9%で最も多くありました。次いで「感染対策しつつ対面」56・5%、「LINE等のSNS」40・0%、「Eメール」24・8%でした。

③ 単位民児協としての研修

単位民児協としての研修は、「感染対策しつつ対面」で実施しているとの回答が66・5%で最も多くありました。次いで「まったくできていない」が18・0%でした。

④ 訪問・相談活動

訪問・相談活動は、「感染対策しつつ対面」で実施しているとの回答が89・5%で最も多くありました。次いで「電話」65・9%、「文書(手紙含む)」23・3%でした。

⑤ 民児協主催の地域福祉活動

民児協主催の地域福祉活動(サロンや子ども食堂、住民との交流の場づくり等)は、「感染対策しつつ対面」で実施しているとの回答が61・3%で最も多く、次いで「まったくできていない」が18・6%でした。

これらの結果をみると、「単位民児協としての研修」および「民児協主催の地域福祉活動」は、約2割の民児協が「まったくできていない」と回答しており、単位民児協活動のなかではコロナ禍の影響を比較的大きく受けていると考えられます。

(2) 令和2年度以降の活動の変化

全民児連では、令和2年3月から同年8月31日の活動状況について聞く「新型コロナウイルスを踏まえた単位民児協活動環境

調査」（以下、令和2年度調査）を、今回と同様に単位民児協会長を対象として実施しました。その結果を、令和4年度調査の結果と比較しました。

① 定例会

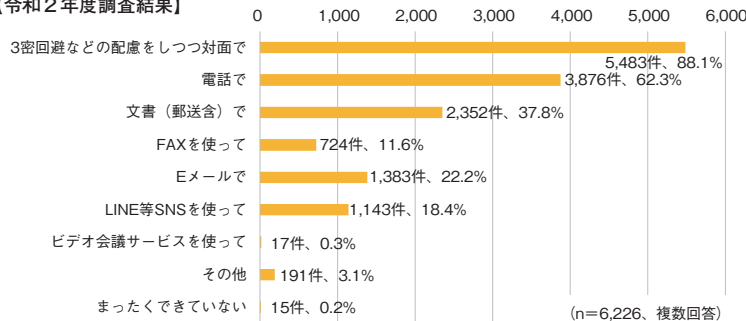
定例会の実施方法は、2年間であまり変化はなく、令和2年度調査で最も多い回答は、感染対策をしつつ「対面」（91・5％）であり、次いで「文書」（13・3％）でした（複数回答）。ただし、定例会を一時中止したのに定例会を再開した民児協を含む。令和4年度調査でも同様に、最も多い回答は「対面」での実施でした。

② 委員同士の情報共有

委員同士の情報共有方法は、2年間で変化が見られました。〔図3〕
令和2年度調査では、最も多い回答が「配慮をしつつ対面」（88・1％）で、次いで「電話」（62・3％）、「文書（郵送含）」（37・8％）で、「LINE等SNS」を使っているとの回答は18・4％でした（複数回答）。

令和4年度調査では、先述のとおり「電話」（73・9％）との回答が最も多く、また、「LINE等」のSNS」が40・0％で3番めに多い回答であり、2年間でLINE等SNS

【令和2年度調査結果】



【令和4年度調査結果】

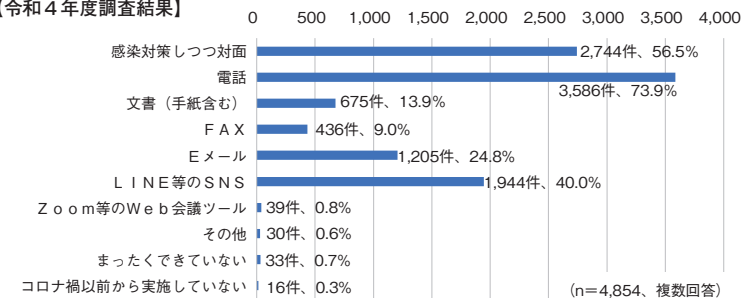


図3 委員同士の情報共有方法 令和2年度と令和4年度の比較

Sの活用が大幅に増えています。

令和4年度調査で、「コロナ禍の活動で単位民児協として工夫していることや新たに始めたこと」（自由記述で回答）について聞いたところ、「LINE等の活用」との回答が多くみられ、その効果として「情報共有がスムーズになった」、「ひんぱんに連絡・報告ができ、委員間の相談やコミュニケーションが増えた」といった意見がありました。コロナ禍への対応としてすんだ

SNSの利用は、委員活動がしやすい環境づくりにもつながっていると考えられます。

③ 訪問・相談活動

令和2年度調査では、「訪問・相談活動を控えている」との回答が19・4％でしたが、令和4年度調査では、訪問・相談活動が「まったくできていない」との回答は0・7％でした。各民児協での感染対策等の工夫により、訪問・相談活動を実施できていることがわかりました。

(3) 関係機関との連携

コロナ禍前よりも民児協としての関わりが増えた行政・関係機関について、最も多い回答は「地域包括支援センター」で54・0％、以降「市・区役所、町役場の高齢者担当部」41・6％、「市区町村社会福祉協議会」39・1％と続きました。

一方、コロナ禍前よりも民児協としての関わりが減った行政・関係機関は、「小・中学校」63・6％との回答が最も多く、以降「保育所・幼稚園等」39・5％、「自治会・町内会」29・7％と続きました。

全体として、高齢者関係の行政・関係機関との関わりは増え、子ども関係の行政・関係機関との関わりは減っています。自由記述の回答でも、高齢者の状況に関する情報共有やワクチン接種支援などで、地域包

括支援センターや行政との関わりが増えたとの意見がありました。

(4) 活動上の課題

コロナ禍で活動上の課題となったことについて、「感染を心配して、活動が消極的になりやすいと感じる」が最も多く78・8%、次に「研修等、知識を習得する機会が減少している」72・0%でした。

他にも「十分な見守り活動ができていないと感じる」が62・2%、「新任委員へのフォロー、研修が難しい」が52・2%であり（複数回答）、半数以上の民児協で活動上の課題と感じていることがわかりました。〔図4〕

なお先述のとおり、単位民児協の18・6%は民児協主催の地域福祉活動を「まったくできていない」と回答していることから、コロナ禍で活動が消極的になりやすい傾向が読み取れます。

一方で、自由記述の回答からは、コロナ禍も3年めとなり、社会の変化とともに、ICTの活用や、形式を変えての地域福祉活動の実施など、活動の工夫や新たな実践が着実にすすんでいることがえまます。

併せて、単位民児協の18・0%は

単位民児協としての研修を「まったくできていない」と回答しています。このことは、「研修等、知識を習得する機会が減少している」との課題意識に直結していると考えられます。

全民児連としても、今回のアンケートの結果も踏まえ、民生委員の学びの機会の確

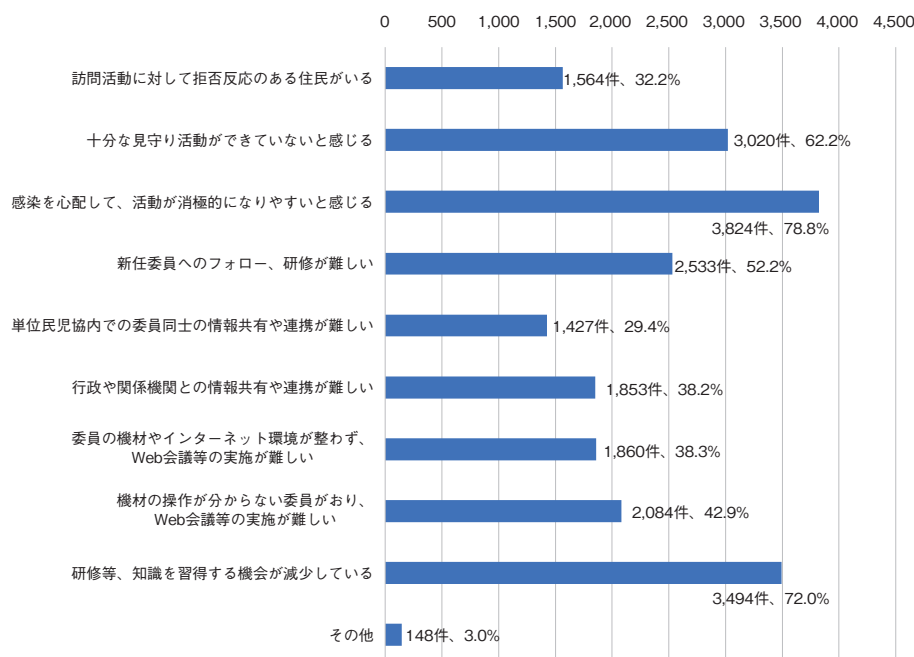


図4 コロナ禍において活動上の課題となったこと（n＝複数回答）

保等、引き続き検討していきます。

3. 災害に備える民生委員・児童委員活動

(1) 民児協と行政の取り決めについて

災害に備える民生委員・児童委員活動として、民生委員・児童委員の災害への対応についての民児協と行政の取り決めがあるかを聞いたところ、「ある」と回答した民児協が21・7%、「検討中」が15・3%でした。

一方で、「ない」と回答した民児協が57・2%と半数を超え、災害に備えた行政との協議がすすんでいない地域も多い状況がわかりました。

取り決めの内容については自由記述の回答をみると、平時時では、避難行動要支援者名簿作成時の協力についての内容、発災時では、自身と家族の身の安全の確保を第一とすることや避難行動要支援者の避難支援などに関する内容でした。

また、発災後では、安否確認や見守り、避難所での支援、自治会との連携などに関する内容がみられました。

本アンケート結果の詳細は、全民児連ホームページでご覧ください。

最後に、本アンケートへご協力いただいた単位民児協会長のみなさまに、お礼申し上げます。

令和5年度

全国民生委員児童委員連合会

事業計画および予算概要

令和4年度第3回評議員会において決議された令和5年度事業計画・予算の概要を報告します。

1. 情勢認識

令和4年12月の一斉改選で委員定数が初めて24万人を超えるとともに、1.5万人超が欠員となり、「なりて確保」がさらに困難になつている状況が明確になりました。地域によつては新任委員の割合が半数を超えるところや、充足率が8割未満のところもあり、改選結果を分析しながら、新任委員や期の浅い委員への支援体制構築や、あらためて委員活動の役割や内容を整理し、負担軽減による環境整備を行つていくことが求められます。

また、令和5年4月よりこども家庭庁が設置され、児童委員制度を規定する児童福祉法が、厚生労働省からこども家庭庁に移管されます。国の所管が変わつても、子どもをめぐる課題への対応は、総合的、包括的に行うことが重要であり、学校等関係機関との連携や、民児協内での児童委員と主任児童委員の連携強化などが重要です。

全国各地で自然災害が多発しています。民児協として災害に対する平常時からの備

えを行うことや、発災時には活動しないことなどの共通認識をあらためて確認することが大切です。加えて、東日本大震災や熊

本地震など、現在も避難生活をおくる住民がいる被災地において、長期的な復旧・復興支援にあたつている被災地民児協への継続的な支援も行う必要があります。

民生委員・児童委員を取り巻く環境がめまぐるしく変わるなかで、さまざまな社会情勢、福祉課題に迅速かつ柔軟に対応するべく、全民児連は令和9（2027）年度の制度創設110周年も見据えた財政健全化や組織体制の見直しなどにも取り組む必要があります。

2. 活動の重点

こうした情勢を踏まえ、令和5年度の全民児連事業は、次の3点を重点として活動に取り組めます。

【重点1】活動環境の整備と委員活動の継続支援

継続支援

【重点2】こども家庭庁の創設と新たなこども政策への対応

【重点3】災害への備えと被災地民児協支援

3. 各部会・委員会の取り組み

(1)総務部会

① 第92回全国民生委員児童委員大会（広島大会）の開催

② 持続可能な全国大会のあり方検討

都道府県・指定都市民児協の代表者の結集の場である全国大会の意義に基づいた持続可能で成果ある大会とするために、引き続き必要な課題を整理・検討する。

③ 制度創設110周年に向けた検討

ア、情勢変化に迅速に対応するための組織力強化のため、中長期的な視点から、部会・委員会等の組織体制のあり方を含めたガバナンス強化に向けた検討を開始する。

イ、互助共励事業も含む民生委員関係事業の一体的な財政健全化を検討する。

ウ、全国大会における収支改善に向けた検討策を整理する。

④ 「被災地民児協支援募金」等による災害被災地への支援

ア、「被災地民児協支援募金」運営要綱に基づく支援を実施する。

イ、心身の負担を含めた被災地における委員活動上の課題を確認し、全国段階における新たな支援を検討する。

(2) 地域福祉推進部会

① 民児協活動実態調査の実施

ア、「市区町村民児協活動実態調査2023」の実施および中間報告を行う。

イ、「単位民児協活動実態調査2024」に向け調査票を作成する。

② 民生委員・児童委員活動の充実と活動環境整備

ア、改選結果を踏まえ、欠員率や新任委員率が高い等の特徴がある県・市に聞き取り調査等を行う。

イ、委員活動環境整備のための予算要望を検討する。

ウ、コロナ禍での活動や民児協機能強化に向けた活動事例を機関紙等に紹介し、共有を図る。

③ 「民生委員制度創設100周年活動強化方策」の推進

ア、100周年活動強化方策のさらなる推

進のために必要な課題を把握し、対応を検討する。

イ、『単位民児協版活動強化方策』作成推進に資する動画教材作成を検討する。

④ 災害に備える民生委員活動および被災地における民生委員活動、民児協の支援

ア、改訂『災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針』の周知をはかる。

イ、被災地民児協の視察や聞き取りを行うとともに、現在の被災地の状況等を全国大会や機関紙を通じて発信する。

(3) 児童委員活動推進部会

① こども家庭庁発足後の対応等

こども家庭庁発足後の民生委員および児童委員の制度・活動の一体性担保について情報収集し、実務的な課題等の有無の把握と必要な対応を行う。

② 「全国児童委員活動強化推進方策2017」の総括と見直し

方策に基づく全国を取り組み状況を振り返り、さらなる推進に向けて必要な見直しを行う。

③ 児童委員活動の強化推進にむけた参考資料の作成

児童委員活動（および主任児童委員活

動）の具体的な取り組みの推進にむけて参考になる冊子を作成する。

④ 子どもの権利を守るための取り組みの推進

ア、全国研修会を実施する。

イ、参考資料を作成する。（再掲）

① 委員活動推進のための環境整備

ア、機関紙・広報誌を発行する。

イ、ホームページを適宜更新する。

② 社会的認知を高め、関心を広げるための普及啓発

ア、全国の民児協の広報活動支援

ア、「民生委員・児童委員の日活動強化週間」で広報を展開する。

イ、PRグッズを頒布する。

③ 研修実施方針の決定

全民児連研修の提供方法の改善点を整

理する。

(5) 機関紙編集委員会

機関紙『ひろば』『View』を通じて情報提供の充実を図る。

(6) 人権・同和に関する特別委員会

機関紙での情報提供、全国大会、研究会等での人権関係資料の配布による人権課題への理解促進を図る。

4. 年度版資料等の発行

(1) 機関紙の作成・発行

(2) 児童委員、主任児童委員向け冊子

(3) 民生委員・児童委員活動記録

(4) 民生委員・児童委員関係資料の企画・編集協力（全社協出版部発行）

5. 各種会議・研修事業等の実施

(1) 評議員会・理事会・常設部会

(2) 第92回全国民生委員児童委員大会（広島）

(3) 全民児連評議員セミナー

(4) リーダー層に対する研修会

(5) 児童委員、主任児童委員に対する研修会

(6) 都道府県・指定都市市民児協事務局会議

6. その他

(1) 顕彰・慶弔の実施

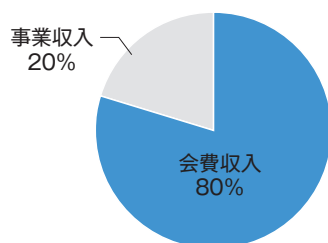
(2) 国および関係機関との連携、協働

令和5年度 全民児連予算の概要

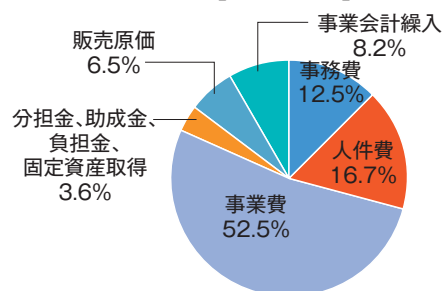
【一般会計】

- 収入は、2億257万9,000円であり、支出は、2億144万3,000円です。
- 収入支出の内訳は、以下の通りです。

【収入の部】



【支出の部】



※事務費：組織運営に関わる会議開催にかかる旅費等の経費や通信費、印刷費等の事務所経費

※人件費：事務局職員の人件費

※事業費：各部会・委員会事業やPRグッズ頒布事業、全国大会、各種研修会にかかる経費

【特別会計（運営資金積立および特別事業会計）】

- 不測の事態に備える運営資金、110周年記念事業に向けた資金を積み立てています。

【特別会計（被災地民児協支援募金会計）】

- 全民児連では「被災地民児協支援募金」口座を開設し、任意の募金を常時受け付けています。
- なお、令和4年度に各地の民児協から寄せられた任意の募金額は令和4年12月末時点で約565万4,000円です。
- 令和5年度も引き続き募金を受け付け、被災した民児協への支援金・見舞金を送金します。

令和5年度

全国民生委員互助共励事業

事業計画および予算概要

令和4年度第2回運営委員会にて協議された令和5年度事業計画・予算の概要を報告します。

運営委員会（年2回）、③公務審査委員会（年4回）、④専門委員会（年2回）

2. 民生委員・児童委員活動保険事業

(1) 保険料の負担

全国の委員の一括契約に係る保険料の全額負担を国に要望する〔現在は保険料の2分の1相当額を負担（約9000万円／別途国庫補助あり）〕

(2) 活動中の事故防止のための啓発活動

新型コロナウイルス感染拡大状況に留意しつつ保険会社と連携して『事故防止のためのヒント集』を活用し、都道府県・指定都市段階での事故防止のためのセミナーを可能な範囲で開催する。

1. 全国民生委員互助共励事業

(1) 互助事業の実施

○弔慰、見舞および退任慰労の実施

(2) 中央共励事業の実施

①委員向け参考資料等の作成、配布

『民生委員・児童委員のひろば』（月刊）、

『民生委員・児童委員必携第68集』、

『民生委員・児童委員活動記録』他

② 研修事業

民生委員・児童委員の相談技法に関する研修の支援（過去成果物（相談技法DVD、テキスト等）の活用・周知等）

③ 民児協活動強化推進事業

専門委員会の開催

令和5年度新規事業の募集および助成（1年目）の審査

本事業実施要領と共励事業経理事務要領の検証と見直し

④ ブロック別民生委員・児童委員関係事業会議への開催協力（全民児連役員・職員派遣等）

(3) 地方共励事業の実施

都道府県・指定都市民児協への助成（委員の活動に資する事業や単位民児協の育成に係る助成の実施）①相談に関する研修事業への助成、②都道府県・指定都市民児協が指定する民児協の育成への助成、③地方共励事業費の助成、④事務費助成、⑤ブロック会議開催費の助成

(4) 互助共励事業財政のあり方の検討

①互助事業・中央共励事業・地方共励事業の財政状況を踏まえて、事業全体の振り返りと内容の検証

②全民児連事業と一体的に事務費等を中心に、互助共励事業財政のあり方を検討

(5) 関係会議の開催

①全国民生委員互助共励事業企画連絡会議（年2回）、②全国民生委員互助共励事業

(4) 互助共励事業財政のあり方の検討

①互助事業・中央共励事業・地方共励事業の財政状況を踏まえて、事業全体の振り返りと内容の検証

②全民児連事業と一体的に事務費等を中心に、互助共励事業財政のあり方を検討

(5) 関係会議の開催

①全国民生委員互助共励事業企画連絡会議（年2回）、②全国民生委員互助共励事業

令和5年度全国民生委員互助共励事業 予算の概要

令和5年度全国民生委員互助共励事業 予算の概要

●収入の部

	当初予算額
(1) 会費収入	443,942,000 円
(2) 国庫補助金収入	10,848,000 円
(3) 事業収入	0 円
合計額 (A)	454,790,000 円

●支出の部

	当初予算額
(1) 人件費支出	13,543,000 円
(2) 事務費支出	751,000 円
(3) 事業費支出	30,594,000 円
(4) 助成金支出	105,077,000 円
(5) 給付金支出	92,730,000 円
(6) 負担金支出	1,291,000 円
(7) 会計区分間繰入金支出	117,645,000 円
(8) 民生委員退任慰労金積立支出	80,000,000 円
支出計 (B)	441,631,000 円
(9) 前期末繰越金 (C)	443,517,000 円
(10) 当期末繰越金 (A - B + C)	456,676,000 円
当期末 運営資金積立預金 (予定)	54,079,407 円
当期末 退任慰労積立預金 (予定)	590,056,472 円

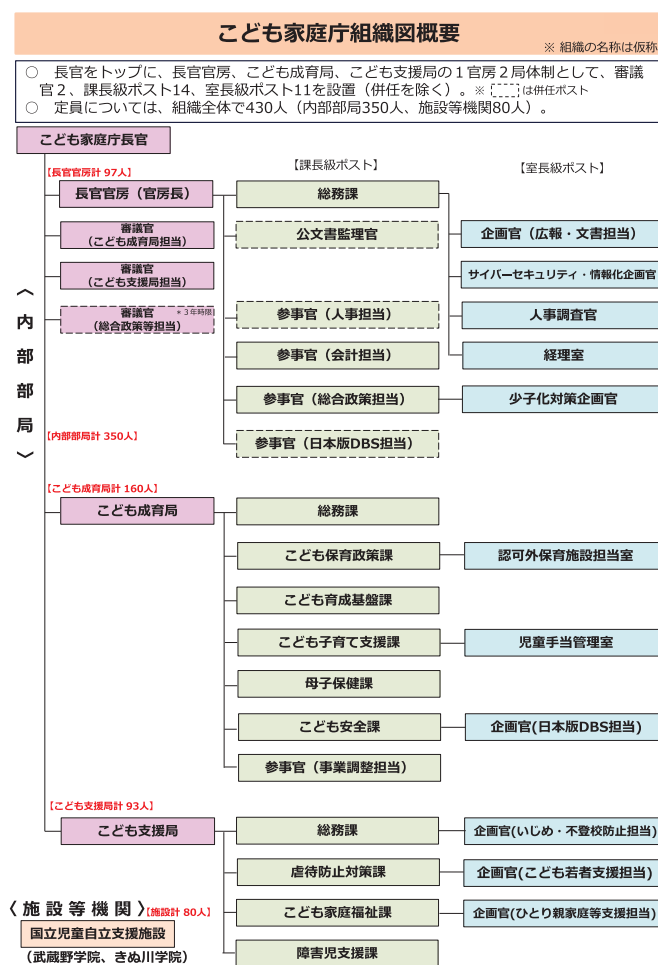
※退任慰労積立金については、全国の委員が一斉に退任した場合に備える引当金としての性格に照らし、毎年度積立を行い、8億円余を常に維持すべきものとしている（3年に1度の一斉改選で約3億円程度を取り崩して退任委員に給付）。

令和5年4月から こども家庭庁が始動します ～皆さまからのご意見お伺いします～

これまで全民児連は、こども家庭庁創設や児童福祉法が移管されることにともない、要望書の提出および、各省庁との調整を行ってきました。そして、令和5年4月からこども家庭庁が始動します。こども家庭庁は、新たなこども政策の司令塔として一元的に担うことで、こどもに関する問題の

早期対策と解決をめざすことが期待され、内閣府の外局として設置されます。組織体制は、定員が430人であり、企画立案や総合調整を担う長官官房のほか「こども成育局」と「こども支援局」の2局を設け、令和5年度の予算は4・8兆円となっています。

主任児童委員および児童委員制度の所管は、こども成育局（計160人）の「こども子育て支援課」となり、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点等相談支援機関の有機連携、地域子育て支援拠点の充実、放課後児童クラブ、居場所づくり支援に係る企画立案・指針の策定等も担います。



こども家庭庁の創設により、民生委員は厚生労働省、児童委員はこども家庭庁が所管することとなりますが、民生委員・児童委員の業務や役割に

変更は生じません。

こども家庭庁の創設後も、民生委員・児童委員の地域での一体的な活動に支障をきたすことのないよう、民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名は引き続き厚生労働大臣から行われます。また、関連する事務についても、民生委員法をつかさどる厚生労働省社会・援護局から地方厚生局を通じて自治体に連絡・調整することになっています。

こども家庭庁の始動後も全民児連と厚生労働省、こども家庭庁の三者で必要な情報共有、意見交換を行いながら対応していく予定ですが、こども家庭庁への移管による職務・委員活動のご懸念等ございましたら、Googleフォームにてご意見をお送りください。Googleフォームは左の二次元コードからアクセス可能です。

皆さまからのご意見お待ちしております。

※集約したご意見は今後の協議の参考にさせていただきます。なお、本フォームは一定期間が経過した後、受付を終了させていただきますので、あらかじめご承知おきください。



↑ご意見フォーム

身近な不動産と相続のルールが 変わります！

法務省民事局民事第二課

令和6（2024）年4月から、土地と建物を相続した場合の登記申請が義務化されることをご存じですか。不動産（土地や建物）の持ち主（所有者）等の情報は、法務局（登記所）で管理している不動産登記簿という公の帳簿に記録されています。この不動産登記簿を見ても、所有者がわからない、または所有者の所在（住所）がわからないといった「所有者不明土地」が全国で増加していることで、公共事業や民間取引における土地の活用を阻害したり、土地の管理が行われずに近隣に悪影響を及ぼしたりするなど大きな社会問題となっています。

その解決に向けて、「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号）が令和3年4月に成立・公布され、令和5（2023）年4月から、不動産と相続に関するルールが順次新しくなります。

そのなかでも、国民に影響が大きいルール変更として、令和6年4月から、これま

で任意だった不動産の相続登記が義務化されることがあります。相続登記とは、不動産の所有者が亡くなった場合に、相続人の方が法務局に申請して、亡くなった方から相続人に不動産登記簿の名義を移す手続きです。令和6年4月からは、相続により不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記をすることが法律上の義務となります。正当な理由なく怠ると、10万円以下の過料の対象となります。

親などから不動産を相続した場合、このルール変更により、令和6年4月より前に相続した分も含めて相続登記をする義務が生じます（ただし、3年間の猶予期間があります）ので、非常に多くの方に関わりのあるルール変更となっています。

相続登記の申請にあたっては、遺族間で話しあつて、遺産分割協議を行い、不動産の権利関係を確定させることが重要です。遺産分割についての相談に接した場合には、お近くの法テラスをご紹介いただければ幸いです。

また、相続登記の手続きについての相談に接した場合には、不動産の所在地を管轄する法務局をご紹介ください（法務局にお

いて、登記申請の手続案内も行っています。要予約制）。また、相続登記の専門家である司法書士に相談することもご検討ください（「相続登記相談センター（司法書士相談窓口）」が全国に設置されています）。

この機会に身の回りの不動産の遺産分割や相続登記をしっかりと行ってください。本稿でご案内した不動産と相続に関する新しいルールの内容は、法務省ホームページでご紹介していますので、ぜひご覧ください。

○法務省ホームページトップ

▼家族・財産

▼家・土地の購入・相談（登記）

▼所有者不明土地の解消に

向けた民事基本法制の見直し

○または「法務省 所有者不明」で検索

所有者不明土地^(※)の解消に向けて、
不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の範囲は、全国で九州未満の大きさに対応するといわれています

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化^(※)されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科せられることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続きは、法務局のホームページをご覧ください
- 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください



法務省民事局

新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか、
「法務省 所有者不明」
で検索！



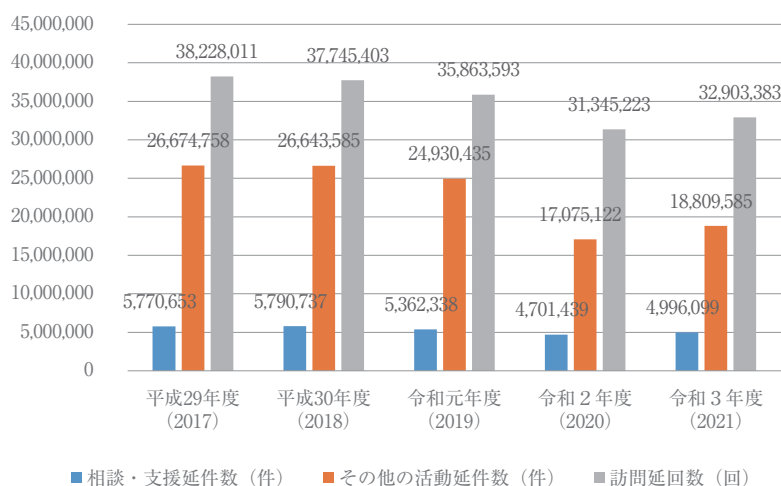
福祉行政報告例が公表されました 「コロナ禍以降の活動状況について」

令和5年1月19日、国（厚生労働省）から令和4年3月31日時点の福祉行政報告例調査結果が公表されました。福祉行政報告例は、身体障害者福祉・児童福祉等社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市および中核市における行政の実態を数量的に把握し、社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的としています。都道府県・指定都市・中核市から厚生労働省に報告される民生委員・児童委員の活動記録の集計は、この福祉行政報告例の区分に基づくものです。本トピックスでは、福祉行政報告例の民生委員・児童委員の相談支援の件数等に関する結果をご紹介します。

民生委員・児童委員の活動状況（令和3年度実績）

令和3年度中に民生委員が処理した「相談・支援」延件数は、499万6099件（対前年度比・29万4660件増（＋6・3％）、「その他の活動」延件数は1880万9585件（対前年度比・173万4

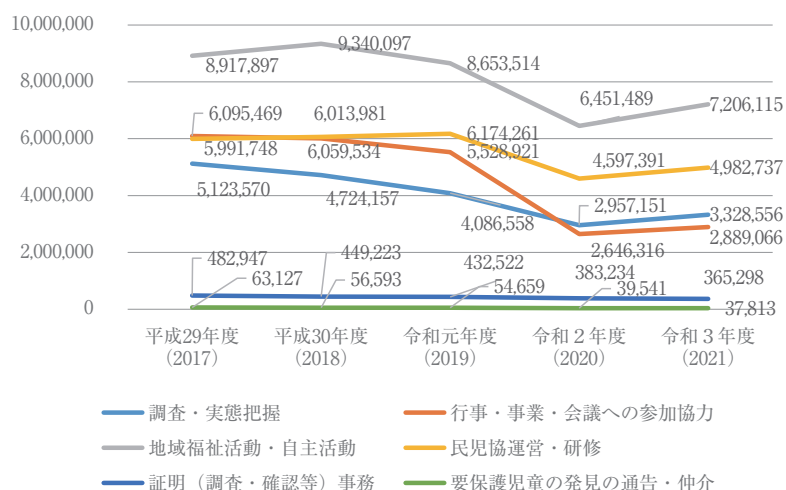
図1 民生委員・児童委員の活動件数



「福祉行政報告例」に基づき全民児連事務局にて作成

463件増（＋10・2％）、「訪問」延回数は3290万3383回（対前年度比・155万8160回増（＋5・0％）とそれぞれ増加になりました。前（令和2）年度は、コロナ禍の影響による活動件数の減少が大きく、今回の結果は、完全ではないものの従来の状況に戻ってきたことを示しているといえます。（図1）

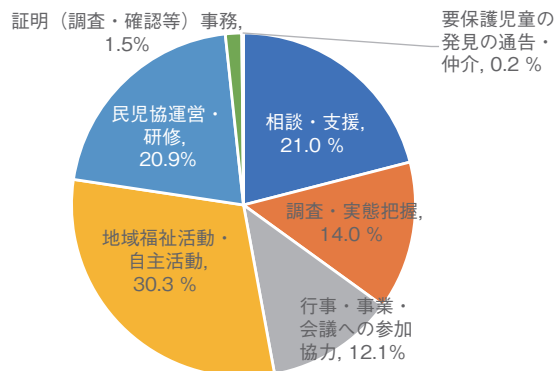
図2 「その他の活動延件数」の内訳



「福祉行政報告例」に基づき全民児連事務局にて作成

「その他の活動」の内訳をみると、件数の多いものから①「地域福祉活動・自主活動」が720万6115件、②「民児協運営・研修」が498万2737件、③「調査・実態把握」が332万8556件、④「行事・事業・会議への参加協力」が28万9066件、⑤「証明（調査・確認等）事務」が36万5298件、⑥「要保護

図3 「相談・支援」「その他の活動」の種類と全体に占める割合



「福祉行政報告例」に基づき全民児連事務局にて作成

児童の発見の通告・仲介」が3万7813件との結果になりました。このうち、④「行事・事業・会議への参加協力」については、令和元年度から令和2年度の減少割合が大きく、今回の結果をみても、とくにコロナ禍の影響を大きく受けている活動であるといえそうです。〔図2〕

「その他の活動」に「相談・支援」を加えた委員活動の種類全体のなかで最も高い件数割合となったのが「地域福祉活動・自主活動」(30・3%)です。なお、「地域福祉活動・自主活動」が「相談・支援」と逆転し、最も高い割合となったのは平成20年度からで、現在まで増加傾向が続いています。〔図3〕

「一斉改選結果が発表されました」

令和4年12月は3年に1度の一斉改選であり、今回の一斉改選では定数がはじめて24万人を超える一方、委嘱者数は約22・5万人と、定員に対して全国で1・5万人超の欠員が生じる結果となったことが厚生労働省から公表されました。定員充足率(委嘱者数/定数)も93・7%にとどまり、前回改選時である令和元(2019)年の95・2%と比較して1・5ポイント減となりました。これは、戦後の一斉改選における充足率のなかでも最も低い結果であり、委嘱者数が前回改選時に比して2850人の減となっている点が特筆されます。このことは、定数は増加を続けるなか、民生委員の「なりて確保」が一層困難になっている状況を表しているといえます。

また、全体に占める新任委員の割合は32・0%であることが公表されています。全民児連では、令和4年12月に都道府県・指定都市民児協を通じて聞きとり調査を実施し、同様の結果を得ましたが、新任委員の割合が6割弱となった県もあり、地域性が大きいこともわかりました。こうした結

果を踏まえ全民児連では、欠員率が高い、欠員が続いている、新任委員の割合が高い等の民児協について、都道府県・指定都市民児協とも協働しながら、その要因分析を行い、なりて確保や、現任委員の早期の退任防止に向けた具体的な対策を検討していく予定です。

各民児協においても、一斉改選の振り返りとともに、委員制度の理解促進に向けた広報等、さらなる取り組みの強化をお願いします。

なお、都道府県・指定都市別の充足率と令和元年度との比較表(PDFデータ)をまとめましたので、二次元コードからご確認ください。



【全国の一斉改選結果】

令和元(2019)年度		
全国	定数	239,682人
	委嘱数	228,206人
	充足率	95.2%



令和4(2022)年度		
全国	定数	240,547人
	委嘱数	225,356人
	充足率	93.7%

全民児連の動き

全民児連役員改選の結果について

令和4年度第3回評議員会（令和5年2月27日・28日 於：アジュール竹芝）にて、全民児連の役員が決定しましたのでをご紹介します。

【敬称略】

会長 得能 金市（富山県） 副会長 長田 一郎（宮崎県）
貫名 通生（東京都）
松下 明（和歌山県）
高山 科子（岡山県）
紙谷 京子（札幌市）

監事 藤本 莞爾（岩手県）	理事 佐川 徹（北海道）	本郷 俊明（京都府）
前田 昭文（香川県）	篠原 清美（福島県）	住田 達宣（島根県）
杉山 晴康（浜松市）	本多満理子（新潟県）	速水 克彦（徳島県）
	竹内 稔（山梨県）	石橋 壯児（福岡県）
	伊藤 篤志（長野県）	大内 修道（仙台市）
	澤井 基光（岐阜県）	根本 淑枝（さいたま市）



※前列左より、得能会長、長田副会長
後列左より、松下副会長、貫名副会長、高山副会長、紙谷副会長

ホームページのご案内

全国民生委員児童委員連合会のホームページ

全民児連



で検索

全国民生委員互助共励事業のホームページ

互助共励



で検索

単位民児協会長のための情報誌 View No.227

- ▶ 発行所：全国民生委員児童委員連合会
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
全国社会福祉協議会民生部内
TEL. 03-3581-6747
- ▶ 編集人：熊坂 淳
- ▶ 発行日：令和5年3月20日

- ・本誌のタイトル「View（ビュー）」には、民生委員・児童委員活動の「視野」「視点」「展望」といった意味が込められています。
- ・民生委員・児童委員活動のための、営利を目的としない本誌のコピー等は自由です。定例会での研修等にご活用ください。